

■会議録

1 開会

- 午後3時00分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和5年第6回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○月井教育長

それでは、令和5年第6回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○月井教育長

御案内のように、昨日、九州・中国・四国・近畿・東海の各地方が一気に梅雨入りしました。台風の影響もあるのかもしれませんが、雨予報の日が多くありますので、関東地方の梅雨入りも間近なのかもしれません。体調管理に気をつけて過ごしていきたいと思います。委員の皆様方も御自愛ください。

多くの市内各学校においては、運動会や体育祭が開催されました。天候にも恵まれて大変な盛り上がりを見せ、当初の目的をしっかりと達成できたと伺っております。

また、コロナ禍の行事運営の知見を活かして、時間の短縮に努めたり、観戦方法を見直すなど様々な工夫が施されておりました。コロナ禍後のニューノーマルに取り組んでいると認識しております。

一方で、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同等の5類へ移行したとはいえ、5月だけで1校の学校閉鎖、1校での学年閉鎖を余儀なくされるなど、予断を許さない状況が続いていることも事実であります。今後とも感染対策に万全を期しながら、教育活動を進めてまいり所存であります。

コロナ禍後という視点では、予定通りにオーストリアのリンツ市の子どもたち27名と先生方3名が那須塩原市を訪れ、ホームステイをしながら学校生活も2日間体験するなどして元気に帰国していきました。那須塩原市の生徒たちも、リンツ市の生徒たちも、ともに大変貴重な経験ができ、大きな成果を上げることができたと伺っております。

来る10月には、那須塩原市の中学2年生の派遣団を送り出すことになります。

ので、これから準備を進めてまいります。委員の皆様方からも御支援・御協力をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、本日は、「那須塩原市図書館協議会委員の任命について」を含め議案が11件、報告事項が3件ございますので、効率的な審議ができますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 月井教育長が令和5年第5回定例会の議事録の承認を求め、大澤委員及び白井委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第29号>

○月井教育長

次に、次第の5付議事件に入らせていただきます。

議案第29号「那須塩原市図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市図書館条例第9条の規定に基づき、図書館協議会の委員を任命するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第29号「那須塩原市図書館協議会委員の任命について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第30号について>

○月井教育長

それでは、議案第30号「那須塩原市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市奨学生選考委員会条例第3条の規定に基づき、奨学生選考委員会の委員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

本案は、委員の委嘱について御審議いただくものですが、その内2名を教育委員の皆様にご担っていただきたいと存じます。昨年度は、田村委員と遠藤委員にご担っていただいております。

事務局の案はございますか。

○教育総務課総務係長

事務局案としましては、神島委員と大澤委員にお願いできればと考えております。

○月井教育長

委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、議案第30号「那須塩原市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は、名簿に神島委員と大澤委員を加え、原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第31号について>

○月井教育長

それでは、議案第31号「那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会規則第3条の規定に基づき、学校給食共同調理場運営審議会の委員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

この審議会の中で、どのような審議がなされたのか伺います。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

ここ数年では、コロナ禍の中での衛生管理や食育についての御意見がありました。

○月井教育長

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

委員の中にPTA会長が7名入っていますが、男性が多いという印象を受けます。家庭の中では、食生活について女性が担っている場合が多いので、女性の割合がもう少し増えればいいなと思います。また、PTA副会長には女性が就いていることが多いので、副会長がこのような会議に出席し、ほかの委員と交流できる機会を増やしていただければと思います。

○月井教育法

はい、生涯学習課。

○生涯学習課長

PTAの所管課としてお話をさせていただきます。PTA会長の男女比に関する御意見をいただいたことについて、今後、会議等で情報提供していきたいと考えます。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

女性からも多くの意見をいただく必要があることは認識しております。現在、学校給食共同調理場運営審議会規則の規定では、委員の選出区分を「関係学校PTA会長」としておりますので、今後、この範囲を広げるかどうか検討してまいりたいと考えます。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第31号「那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会委員の委嘱について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第32号について>

○月井教育長

それでは、議案第32号「那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第3条の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会の委員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

本案は、委員の委嘱について御審議いただくものですが、その内1名を教育委員の皆様に担っていただきたいと存じます。昨年度は、遠藤委員に担っていただいております。今年度も引き続き遠藤委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、議案第33号「那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、名簿に遠藤委員を加え、原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第33号について>

○月井教育長

それでは、議案第33号「那須塩原市教育支援委員会委員及び専門部員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市教育支援委員会規則第3条及び第8条の規定に基づき、教育支援委員会委員及び専門部員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第32号「那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第34号について>

○月井教育長

それでは、議案第34号「那須塩原市教育支援委員会への諮問について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市教育支援委員会規則第2条の規定に基づき、教育支援委員会に諮問するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第34号「那須塩原市教育支援委員会への諮問について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第35号について>

○月井教育長

それでは、議案第35号「那須塩原市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市公民館条例第7条の規定に基づき、公民館運営審議会の委員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

この審議会は、どのようなことを審議する会議なのでしょうか。

○月井教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

この審議会は、公民館の運営や企画全般について審議していただいているものです。例えば、公民館の使用料等について意見を求めるなどしています。

○月井教育長

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

公民館は、幅広い世代の方に使っていただきたいと思っております。また、公民館には子ども達の居場所としての機能も持たせてほしいと思います。子どもたちも、このような審議会の委員になるなどして意見を言える機会があればいいなと思いますが、いかがでしょうか。

○月井教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課

昨年度、スマート公民館の取組としてシェアスペースを設置する際には、西那須野中学校の生徒の皆さんにも意見を聞きながら進めました。今年度は、稲村公民館と三島公民館にもシェアスペースを設置する予定ですが、同じように、中学生の意見を聞きながら進めたいと考えております。

○月井教育長

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

シェアスペースの設置の時だけではなく、継続して意見を言える場を作ってほしいと思います。

○月井教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

貴重な御意見をありがとうございます。今後、検討させていただきます。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第35号「那須塩原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第36号について>

○月井教育長

それでは、議案第36号「那須塩原市文化会館運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市文化会館条例第13条及び第15条第1項の規定に基づき、文化会館運営委員会を委員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第36号「那須塩原市文化会館運営委員会委員の委嘱について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第37号について>

○月井教育長

それでは、議案第37号「那須塩原市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市青少年センター条例施行規則第3条の規定に基づき、青少年センター運営協議会の委員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第37号「那須塩原市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第38号について>

○月井教育長

それでは、議案第38号「市文化財指定に関する那須塩原市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

貴重な市の文化遺産を市文化財に指定し、文化財の保護と文化の向上に資するため、文化財の指定に関し那須塩原市文化財保護条例第44条の規定により、文化財保護審議会にその可否を諮問するものです。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員。

○臼井委員

今回、文化財に指定したいという樹木は、どちらもそれほど年月を経たものではないと思いますが、全体としての景観を形成するための指定という認識でよろしいでしょうか。

○月井教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

どちらも旧青木家那須別邸にある樹木ですが、杉並木は史跡として諮問したい

と考えています。また、アスナロは非常に変わった樹形をしていることから、天然記念物として諮問したいと考えています。ただ、委員のおっしゃるように、全体として非常に価値を有するものと考えます。

○月井教育長

はい、田村委員。

○田村委員

史跡や天然記念物として文化財に指定されると、保護や管理の仕方などは、今までと変わるのでしょうか。

○月井教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

文化財として指定されると、各部門と連携しながら保存していくことになります。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第38号「市文化財指定に関する那須塩原市文化財保護審議会への諮問について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第39号について>

○月井教育長

それでは、議案第39号「箒根学園体育館改築工事の契約の締結について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

箒根学園体育館改築工事の契約の締結する議案を令和5年6月那須塩原市議会定例会議に上程するに当たり、教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員。

○臼井委員

以前は、一つの体育館を建築するのに3億円ほど掛かるなどと言われていましたが、現在は割高になっているのでしょうか。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

資材費の高騰の影響もありますが、太陽光パネルに係る経費も計上され、当時の金額よりも高くなっています。。

○月井教育長

はい、教育総務課副参事。

○教育総務課副参事

直近では、埼玉小体育館の建築費は3億7千万円、平米当たり36万円ほどでした。現在は、資材費や人件費が2割ほど上がり、設計ベースで平米あたり54万円ほどになる見込みです。そのほか、太陽光パネルやエアコンの経費も上乗せになっています。

○月井教育長

はい、神島委員。

○神島委員

落札した共同企業体の代表者は、昨年度、箒根学園管理教室棟新築工事を落札した共同企業体の代表者と同じですが、このことに対する説明をお願いします。

○月井教育長

はい、教育総務課副参事。

○教育総務課副参事

本工事については、条件付き一般競争入札により落札者を決定していますが、登録されたグループの範囲内で2社以上の共同企業体を組むように条件を付しておりました。落札した共同企業体の代表者が、偶然、箒根学園管理教室棟新築工事を落札者した共同企業体の代表者と同じだったということでございます。

○月井教育長

はい、田村委員。

○田村委員

建築資材は海外製が多いと思いますが、円安が進むなか、為替の影響などで契

約時よりも資材費が値上がりした場合も契約の変更は行わないのでしょうか。

○教育総務課副参事

契約約款の中で、「単価が著しく変更した場合は、契約金額を変更する。」旨の規定がありますので、受注者から請求があった場合は変更契約を結ぶ可能性もあります。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第39号「箒根学園体育館改築工事の契約の締結について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第15号について>

○月井教育長

続きまして、報告第15号「那須塩原市公立学校等施設整備計画について」事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【報告理由】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項の規定に基づく学校施設環境改善交付金の交付に当たり、学校施設環境改善交付金交付要綱第3に基づき作成した公立学校等施設整備計画を変更し、文部科学大臣宛に提出したので教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

30ページに記載されている西那須野中学校校舎の改修工事と、31ページに記載されている西那須野中学校教室棟改修工事は、どのような違いがあるのでしょうか。

○月井教育長

はい、教育総務課副参事。

○教育総務課副参事

この資料は、国の補助金のメニューごとに記載しています。30ページの記載は教育施設長寿命化計画に基づくもの、31ページの記載は太陽光発電設備設置に係るものです。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

補助金のメニューでいいますと、30ページは老朽化対策を図る整備、31ページは教育環境の質的な向上を図る整備となっております。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

<報告第16号、報告第17号について>

○月井教育長

続きまして、報告第16号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第17号「令和5年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第16号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第17号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第6回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上